

ながぎんアットローン契約規定

第1条（契約の概要）

カードローン「ながぎんアットローン」契約(以下「本契約」という)は、第3条第2項に規定する利用限度額の範囲内で繰り返し借入することができ、その返済は、借入残高に応じた35日毎に一定額以上の約定返済金額の入金により行います。(第6条および第10条参照)

第2条（借主）

1. 借主とは、本規定を承認のうえ、プロミス株式会社(以下「保証会社」という)を連帯保証人として、株式会社長野銀行(以下「銀行」という)に所定の申込書により「ながぎんアットローンカード」(以下「カード」という)の利用の申込みをされ、銀行が審査のうえ利用を認めた方をいいます。
2. 借主と銀行の契約は、本条第1項により銀行が利用を認めたときに成立します。その際、本申込書は、契約書となります。

第3条（借入限度額および利用限度額の定義）

1. 借入極度額とは、当初契約時に、銀行および保証会社が借主の信用状況に関する審査を行い、銀行が決定し、また、借主が同意した借入することのできる上限金額のことをいいます。
2. 利用限度額とは、借主が借入する具体的な時点で、借入することのできる上限金額のことをいいます。

第4条（取引方法）

1. 本取引は、本規定第7条および第9条第1項に定める方法に基づいた入出金によるものとします。
2. カードは、銀行の現金自動預入支払機(以下「ATM」という)および銀行が提携する金融機関のATMを使用して入出金を行う場合に利用するものとします。
3. カードおよびATMの取扱いについては、別に定める「ながぎんアットローンカード取扱規定」によるものとします。

第5条（取引期限等）

1. 借主が本取引により借入を受けられる期限(以下「取引期限」という)は、本契約の締結の日から1年後の応当日が属する月の末日とします。ただし、この期限の前日までに借主または銀行から契約を延長しない旨の申し出がない場合には、この期限はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
2. 取引期限の前日までに借主または銀行から期間を延長しない旨の申し出がなされた場合は次のとおりとします。
 - ① 借主は、カードを銀行へ返却するものとします。
 - ② 借主は取引期限到来日の翌日以降本取引による借入は受けられません。
 - ③ 借入元金・借入利息・損害金等が完済された日に本取引は解消されるものとします。
 - ④ 取引期限に借入元利金等がない場合は、この期限到来日の翌日に本取引は自動的に

解約されるものとします。

3. 前1項にかかわらず、取引期限は、借主の満66歳の誕生日以降に到来する取引期限をもって満了するものとし、取引期限の延長は行わないことをあらかじめ同意します。その後の手続きは前項と同様とします。

第6条（利用限度額）

1. 借主は、利用限度額の範囲で繰り返し借入が受けられます。
2. 銀行および保証会社は、借主の信用状況に関する調査により、借入極度額を上限として利用限度額を定めるものとします。
3. 借主について、次の各号のいずれかに該当する場合は、銀行および保証会社は利用限度額を減額(利用限度額を0にすることを含む)することができるものとします（この場合、利用限度額は借入極度額を下回ります）。
 - ① 本契約に違反したときまたは債務不履行があったとき。
 - ② 借主の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により、減額が相当と認められたとき。
4. 前項により利用限度額の減額を行った後に、借主の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により相当と認められた場合には、銀行および保証会社は減額の範囲内で利用限度額を増額できるものとします。

第7条（借入方法）

借入方法は、銀行のATMもしくは銀行が提携する金融機関のATMからの引出しによるものとします。

第8条（利息・損害金等）

1. 本取引の借入利率（保証会社の保証料を含む年率）は、銀行店頭に表示している利率を適用するものとします。
2. 本取引による借入利息(保証会社の保証料相当額を含む)は、付利単位100円、付利最低残高を1,000円とし、銀行所定の利率、計算方法により計算するものとします。
3. 借主が銀行に対する債務を履行しなかったときは、銀行所定の遅延損害金を支払うものとし、遅延損害金は年率18.25%とします。
4. 前1項の借入利率ならびに前3項の損害金の割合は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は利率および損害金の割合を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この変更の内容は、あらかじめ銀行の店頭に表示するものとします。

第9条（返済方法および返済期日）

1. 返済方法は、銀行のATMからの入金あるいはその他銀行が認めた方法によります。
2. 初回返済期日は、借入日の翌日から起算して35日目とし、2回目以降は前回返済期日の翌日から35日目とします。いずれの場合も、返済期日が銀行のATMの休日の場合は、翌営業日を返済期日とします。

3. 返済期日に遅れて返済があった場合、次回返済期日は、前回約定返済期日の翌日から35日目とします。

第10条（返済金額）

1. 約定返済とは、返済期日（以下「約定返済日」という）に、前回約定返済後の借入残高に応じた約定返済金額の入金をもって行うものとします。なお、約定返済金額には、利息（損害金を含む）を含みます。ただし、各回の約定返済額は最小の金額であり、それを超える金額の返済も随時行うことができるものとします。
2. 随時返済とは、約定返済金額に満たない入金あるいは約定返済金額を超える金額の入金をもって行うものとします。
3. 約定返済金額は次のとおりとします。

前回約定返済後の借入残高	約定返済金額
10万円以下	3,000円
10万円超～30万円以下	9,000円
30万円超～50万円以下	15,000円
50万円超～70万円以下	17,000円
70万円超～90万円以下	20,000円
90万円超～100万円以下	25,000円
100万円超～150万円以下	30,000円
150万円超～200万円以下	40,000円

4. 前項にかかわらず、前回約定返済後の借入残高が3千円未満の場合は、約定返済金額は前回約定返済後の借入残高の百円位を切り捨てた千円単位の金額となります。
5. 借主は約定返済日前に約定返済ができるものとします。ただし、約定返済日までに入金した金額が約定返済額を上回った場合に約定返済がなされたものとし、次回約定返済日は更新されるものとします。

第11条（印紙代および手数料）

1. この契約の締結に際し借主が負担すべき印紙代は、初回約定返済時に借入元金に組入れます。
2. 自動機利用手数料は、借入元金に組入れます。

第12条（期限前の全額返済義務）

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知、催告等がなくても本取引による借入元利金等の全額について期限が到来するものとし、借主は直ちに借入元利金等を全額支払うものとします。
 - ① 第10条に定める返済を遅延し相当な期間を定めてその支払いを書面等で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - ② 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
 - ③ 支払いの停止または破産、民事再生手続きの申出があったとき、または申立て予定

であることを銀行が知ったとき。

- ④ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ⑤ 借主の銀行に対する預金その他の債務について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が送付されたとき。
- ⑥ 住所変更の申出を怠るなど、借主の責めに帰すべき事由によって銀行において私の所在が不明となったとき。
- ⑦ 相続の開始があったとき。

2. 借主は次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの請求があり次第、本取引による借入元利金等の全額について期限が到来するものとし、直ちに借入元利金等の全額を支払うものとします。

- ① 借主が銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
- ② 借主が銀行との取引約定の一つにでも違反したとき。
- ③ 本取引に関し借主が銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
- ④ 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第 13 条（貸越の中止）

- 1. 第 10 条に定める返済が遅延している場合、または前条により本取引による一切の債務につき期限の利益を失った場合には、借主は新たな借入を受けることができないものとします。
- 2. 前項のほか金融情勢の変化、債権の保全その他相当の事由がある場合には銀行はいつでも新たな借入を中止することができるものとします。

第 14 条（保証会社への保証債務履行請求）

- 1. 本規定第 12 条により、借主にこの契約による借入元利金等全額の返済義務が生じた場合には、銀行は保証会社に対してこの契約による借入元利金等全額の返済を請求するものとします。
- 2. 保証会社が借主に代わって、「ながぎんアットローン」契約による借入元利金等全額を返済した場合は、借主は保証会社にこの契約による借入元利金等全額を返済するものとします。
- 3. 本条 2 項に基づく保証会社の返済が、借主に対して事前の通知、催告なしに行われても、借主は異議を申し立てません。

第 15 条（解約）

- 1. 借主はいつでも本取引を解約することができるものとします。この場合、借主は銀行所定の書面により銀行に通知するものとします。
- 2. 第 12 条の各項の事由がある場合または金融情勢の変化、債権の保全その他相当の事由がある場合は、銀行はいつでも本取引を解約することができるものとします。
- 3. 本取引が、銀行の定めによる一定期間の利用がなく、かつ借入残高が一定の金額を超えることがない場合には、銀行は本取引を停止し、解約することができるものとしま

す。

4. 借主から銀行に届出のあった住所にあててカード等を発送したにもかかわらず延着しまたは到着しなかった場合には、銀行は本取引を解約できるものとします。
5. 前 1 項から前 4 項により本取引が解約された場合は、借主は直ちにカードを返却し、本取引による借入元利金等の全額を直ちに返済するものとします。

第 16 条（銀行からの相殺）

1. 借主が本取引による債務を履行しなければならない場合には、銀行はその債務と借主の預金その他銀行に対する債権とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺できるものとします。
2. 前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続きを省略し、借主にかわり預金その他諸預り金を払戻し、本取引による債務の返済に充当することができるものとします。
3. 前 1 項及び前 2 項により相殺する場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を銀行における計算実行の日までとし、預金等の利率については銀行の預金規定等の定めによります。但し、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず、約定利率により 1 年を 365 日とし日割で計算するものとします。

第 17 条（借主からの相殺）

1. 借主は支払期にある借主の預金その他銀行に対する債権と本取引による借主の債務とを相殺することができるものとします。
2. 前項により相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書・通帳は届出印を押印した銀行所定の払戻請求書等と共に直ちに銀行に提出するものとします。
3. 前 1 項により借主が相殺した場合における債権債務の利息・損害金等の計算については、その期間を銀行における計算実行の日までとし、預金等の利率については銀行の預金規定等の定めによります。

第 18 条（債務の返済等にあてる順序）

1. 返済または第 16 条により銀行から相殺する場合、借主の銀行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、銀行が適当と認める順序、方法により充当することができ、借主はその充当に対して異議を述べることはできないものとします。
2. 第 17 条により借主から相殺する場合、借主の銀行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、借主の指定する順序、方法により充当することができるものとします。
3. 借主が前項により指定をしなかったときは、銀行が適当と認める順序、方法により充当することができるものとし、借主その充当に対しては異議を述べることはできないものとします。
4. 前 2 項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれのあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の有無、軽重、処分難易、返済期の長短などを考慮し

て、銀行の指定する順序、方法により充当することができるものとします。

5. 前 3 項および前 4 項により銀行が充当する場合には、借主の期限未到来の債務については期限が到来したものとして、銀行はその順序、方法を指定することができるものとします。

第 19 条（危険負担、免責条項、費用負担）

1. 借主が銀行に差入れた契約書等が、事変、災害等やむ得ない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済するものとします。なお、この場合、借主は銀行からの請求があれば直ちに代りの契約書等を差入れるものとします。
2. ATM によりカードを確認し、操作の際使用された暗証番号と登録の暗証番号との一致を確認して引出の取引がなされたうへは、カードの偽造、変造、カードまたは暗証番号の盗用やその他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。
3. 本取引に関して、権利の行使または保全、または担保の取立てもしくは処分に要した費用は借主が負担するものとします。

第 20 条（届出事項の変更）

1. 借主は氏名、住所、電話番号、勤務先（職業）その他の銀行に届出た事項に変更があったときは、直ちに書面により銀行に届出るものとします。
2. 借主が前項の届出を怠ったため、銀行が借主から最後の届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送したにもかかわらず、延着または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとします。また、借主の責めにより、配達された郵便物等が受領されないなどの場合も同様とします。

第 21 条（契約規定の変更）

本変更契約規定の内容を変更する場合（ただし、第 8 条 4 項により借入利率および損害金の割合が変更される場合を除く）、銀行は変更内容および変更日を借主に通知します。この場合、借主は変更日以降、変更後の内容で本取引を行うものとします。

第 22 条（報告および調査）

1. 銀行が債権保全上必要と認めて、財産、債務、経営、業況、収入および本取引による借入金の使途等について請求した場合、借主は直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、財産、債務、経営、業況、収入等について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、銀行に直ちに報告するものとします。

第 23 条（債権譲渡）

借主は、銀行が本取引に基づく債権を他の金融機関等に譲渡（信託を含む）する場合のあることをあらかじめ承諾するものとします。

第 24 条（合意管轄）

本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、借主は銀行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第 25 条（管理・回収業務の委託）

銀行は、借主に対して有する債権の管理・回収業務を「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託する場合のあることをあらかじめ承諾するものとします。